

○火薬類の事務取扱いに関する訓令

昭和36年5月30日

本部訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）及び火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「令」という。）に基づく事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(運搬証明書の交付)

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号。以下「府令」という。）第2条の運搬届出書を受理したときは、次の各号に掲げる事項を調査し府令第3条の規定による運搬証明書（以下「証明書」という。）に運搬計画表を添えて交付するものとする。この場合、各葉ごとに契印をしなければならない。

- (1) 運搬届出書及び運搬計画表は、所定の要件を具備し、かつ、その内容は、正確に記載されているか。
- (2) 積載方法及び運搬方法等は、府令第3章に定める技術上の基準に適合しているか。
- (3) 当該運搬火薬類の積載場所、運搬通路、積替え場所、到着場所及び火薬類の種類、数量、積載方法、通過日時等は、支障がないか。

2 前項第3号の調査は、次条の区分によって行い、法第19条第2項の規定に基づく指示を行う必要があると認めるときは、運搬届出人に対し必要な指示を行うものとする。

3 証明書の有効期間は、具体的に運搬に必要な期間とし、運搬計画表により判断して、おおむね長期1月以内で定めるものとする。

4 証明書を交付したときは、専決事務処理報告書に交付年月日及び発給番号を記載した運搬届出書を添えて警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

本条…一部改正〔昭和52.2本部訓令5、平成14.3本部訓令4〕

(運搬通知及び調査)

第3条 署長は、法第19条第5項及び令第4条に基づく他の公安委員会への通知、又は署長への通知及び運搬に関する必要な調査は、次の各号の区分によって行うものとする。

- (1) 運搬が県内にとどまる場合は、通過地及び到達地を管轄する署長に通知して行うこと。
- (2) 運搬が他の都道府県にわたる場合は、警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「本

部生活安全企画課」という。)を經由して関係警察本部に通知して行うこと。ただし、1 トン未満の運搬については、通知を行わないことができる。

2 前項の通知は、火薬類運搬通知表(別記様式第1号)により行うものとする。

本条…一部改正〔昭和52.2本部訓令5、56.3本部訓令4、61.3本部訓令6、平成7.1本部訓令2、14.3本部訓令4、17.3本部訓令9、26.3本部訓令11〕

(運搬通知に対する措置)

第4条 署長は、運搬等に関する通知に接したときは、事故防止に必要な手配をしなければならない。

2 署長は、前項の通知を受理した場合において、災害の発生防止又は公共の安全の維持上支障があると認めるときは、その状況及び指示することが必要であると認める事項を前条第1項に準じて通報しなければならない。

(証明書の記載事項変更の届出)

第5条 署長は、府令第4条の証明書の記載事項の変更届出を受理したときは、変更の内容を検討し、第2条及び第3条の規定に準じて処理するものとする。

(証明書の再交付)

第6条 署長は、府令第5条の証明書の再交付の申請書を受理したときは、申請の理由を調査して証明書を再交付するものとする。

(火薬類運搬中における届出に対する措置)

第7条 署長は、火薬類運搬中の者から証明書の記載内容の変更、証明書の紛失等の届出を受けたときは、次の各号によって措置するものとする。

(1) 記載内容について変更の届出があったときは、証明書の余白に変更届の内容及び届出受理の旨を朱書し、署長印を押印して交付し、なお、必要と認めるときは、第3条の規定による通知要領により証明書を発行した公安委員会に通知すること。

(2) 証明書の紛失等の届出があったときは、第3条に規定する通知要領によって証明書を発行した公安委員会に事実を確かめたうえ、火薬類運搬証明書紛失等届出受理証(別紙様式第2号)を交付すること。

2 署長は、府令別記様式第2号の運搬計画表の備考4に規定する鉄道又は船舶を使用して運搬する場合の運搬計画を定めた旨の届出を受けたときは、その内容を検討し第2条及び第3条の規定に準じて処理すること。

(返納証明書の取扱い)

第8条 署長は、法第19条第4項、令第2条及び府令第8条の規定による証明書の返納を受

けたときは、他の都道府県公安委員会が交付した証明書にあつては本部生活安全企画課に
県内の他の署長が交付した証明書にあつては直接当該署長にそれぞれ送付しなければな
らない。

- 2 署長は、前項の規定による証明書の返納又は送付を受けたときは、当該署長において保
管整理しなければならない。

本条…一部改正〔昭和56.3本部訓令4、61.3本部訓令6、平成14.3本部訓令4、17.3
本部訓令9、26.3本部訓令11〕

第9条 削除

(危険時の届出に対する措置)

第10条 署長は、法第39条第2項の規定による火薬類の危険な状態についての届出を受けた
ときは、応急の措置を講ずるとともに、その状況を速やかに本部長に報告し、かつ、当該
地域を管轄する土木事務所に通報しなければならない。

本条…一部改正〔平成14.3本部訓令4〕

第11条 削除

〔昭和52.2本部訓令5〕

第12条 削除

〔昭和52.2本部訓令5〕

(意見聴取に対する措置)

第13条 署長は、法第52条第1項及び令第13条の規定に基づく公安委員会に対する意見聴取
に関し、知事から意見の照会書を受領したときは、その結果を次の各号に掲げる様式によ
り直接県消防防災課へ回報しなければならない。ただし、1月の消費量が50キログラム未
満の場合及び1月の譲渡、譲受が50キログラム未満の場合は、当該地域を管轄する土木事
務所へ行うものとする。

- (1) 火薬類譲渡に関する意見について（別記様式第5号）
- (2) 火薬類譲受けに関する意見について（別記様式第6号）
- (3) 火薬類消費に関する意見について（別記様式第7号）

- 2 前項の規定による回報を行なったときは、当該写を1部本部生活安全企画課へ送付する
ものとする。

本条…一部改正〔昭和52.2本部訓令5、56.3本部訓令4、61.3本部訓令6、平成14.3
本部訓令4、26.3本部訓令11〕

第14条 署長は、前条の規定に基づき回報する場合において、次の各号の一に該当するとき

は、速やかに本部長に報告し、その指示を受けて措置しなければならない。

- (1) 鉄道から50メートル以内の場所で火薬類の消費を行うとき。
- (2) 大発破又はこれに準ずる大量の火薬類を消費するとき。
- (3) 信号又は観賞のため多量の煙火類を消費するとき。
- (4) 危険防止の方法等の判定ができず、許否に関する意見の判定が困難なとき。
- (5) その他火薬類の消費が公共の安全に重大な影響を及ぼすと認められるとき。

本条…一部改正〔昭和52.2本部訓令5〕

第15条 削除

〔昭和52.2本部訓令5〕

(許可証の紛失等の届出の取扱い)

第16条 署長は、法第46条第1項第2号の規定により火薬類、譲渡許可証、譲受許可証の紛失等の届出を受けたときは、その事実を調査し、必要な手配を行うものとする。

本条…一部改正〔昭和52.2本部訓令5〕

附 則

- 1 この訓令は、昭和36年6月1日から施行する。
- 2 佐賀県警察の外勤勤務に関する訓令(昭和30年佐賀県警察本部訓令第18号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

- 3 警察本部長代行とされた公安委員会の権限を警察本部長に代行させる訓令(昭和34年佐賀県警察本部訓令第5号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

- 4 佐賀県警察手帳の取扱いに関する訓令(昭和35年佐賀県警察本部訓令第5号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則 (昭和37年8月25日本部訓令第21号)

この訓令は、昭和37年8月25日から施行する。

附 則 (昭和39年3月10日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和40年12月7日本部訓令第25号)

この訓令は、昭和41年1月1日から施行する。

附 則 (昭和52年2月7日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月24日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月24日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成7年1月30日本部訓令第2号）

この訓令は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成14年3月14日本部訓令第4号）

この訓令は、平成14年3月14日から施行する。

附 則（平成17年3月24日本部訓令第9号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日本部訓令第11号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号

火 薬 類 運 搬 通 知 表		① 発 受 信 月 日 時 分	
② 発 信 県(署)名 受		③ 取 扱 者	発
			受
④ 通 知 先	県(署)名		
	取扱者名		
⑤	運搬届出人 住所、氏名		
⑥	届出火薬類 の種類及び数量		
⑦	車両の種 類、台数及び運 転者名		
⑧	出発地		
⑨	到達地		
⑩	通路及び通 過日時		
⑪	備 考		

注 ⑪の欄には、上記各欄に掲げる通知事項のほか、特に通知する必要のある事項及び相手方から連絡のあつた事項について記入すること。

様式第2号

火薬類運搬証明書紛失等届出受理証	
年 月 日	
警 察 署 長 ㊟	
届出人	住 所
	職 業 氏 名
年 月 日生	
荷送人	住 所
	氏 名
運搬火薬類の種類、数量	
発送日時、場所	
到達予定日時、場所	
荷受人	住 所
	氏 名
粉(遺)失等の日時	年 月 日 時 分ころから 年 月 日 時 分ころまで
粉(遺)失等の場所	
粉(遺)失等の状況	
証明書交付年月日番号、発給公安委員会名	
備 考	

様式第5号

第 号
年 月 日

佐 賀 県 知 事 殿
(土木事務所長)

佐賀県公安委員会
(警察署長)

火薬類譲渡に関する意見について

年 月 日付け第 号にてご照会の火薬類譲渡については、次の
とおり回報いたします。

記

申請者の住所、職業、氏名	
譲渡火薬類の種類及び数量	
譲 渡 の 目 的	
譲 渡 の 期 間	
譲 渡 火 薬 類 の 所 在 場 所	
譲渡の相手方の住所職業氏名	
そ の 他 、 参 考 事 項	
意 見	

様式第6号

第 号
年 月 日

佐賀県知事殿
(土木事務所長)

佐賀県公安委員会
(警察署長)

火薬類譲受に関する意見について

年 月 日付け第 号にてご照会の火薬類譲受については、次の
とおり回報いたします。

記

申請者の住所、職業、氏名	
譲渡火薬類の種類及び数量	
譲受の目的	
譲受の期間	
運搬の方法	
貯蔵又は保管方法	
消費目的	
消費期間及び日時	
消費場所	
その他、参考事項	
意見	

様式第7号

第 号
年 月 日

佐賀県知事殿
(土木事務所長)

佐賀県公安委員会
(警察署長)

火薬類消費に関する意見について

年 月 日付け第 号にてご照会の火薬類の消費については、次のとおり回報いたします。

記

申請者の住所、職業、氏名		
消費火薬類取扱者住所氏名		
消費火薬類の種類及び数量		
消 費	目 的	
	日 時	
	場 所	
消費場所附近の状況		
消費方法及び危険防止の方法		
火薬類の運搬方法		
火薬類の保管方法		
意 見		

様式第 1 号

本様式…一部改正〔平成14.3本部訓令 4〕

様式第 2 号

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令 2〕

様式第 3 号 削除

様式第 4 号 削除

〔昭和52.2本部訓令 5〕

様式第 5 号

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令 2〕

様式第 6 号

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令 2〕

様式第 7 号

本様式…一部改正〔平成7.1本部訓令 2〕